

学友会会則

第1章 総 則

第1条 本会は金沢星稜大学学友会と称し、本部を金沢星稜大学（以下本学という）内に置く。

第2条 本会は本学全学生を正会員とし、本学教職員有志を特別会員とする。

第3条 本会は会員の相違に基く自治活動により会員相互の個性と社会性の向上発展を図り、会員の福祉を増進すると共に学生生活を豊かにし規律ある学究活動を推進する事を目的とする。

第2章 役 員

第4条 本会に次の役員を置く。

ただし会計の1名は財政委員をかねる。

1	学友会会長	1	名
2	学友会副会長	1	名
3	学友会書記	1	名
4	学友会会計	1	名
5	代議委員	各団体に	2 名
6	監査委員	各団体に	1 名
7	選挙管理委員	各団体に	5 名

第5条 前条に掲げる役員の他に本学教職員を顧問、参事、参与に委嘱することがある。顧問は会務の企画運営に関し、指導、助言なしに参事は部会及びクラブの統轄指導にあたり、参与は会務一般につき、相談にあずかる。

第6条 第4条の役員（代議委員、監査委員、選挙管理委員は除く）は選挙によって定め、任期は次年度役員が選挙されるまでとする。

第7条 代議委員、監査委員は体育会、文化サークル連盟より選出される。

第8条 選挙管理委員は学友会、体育会、文化サークル連盟より選出される。

第3章 組 織

第1節 代 表 審 議 会

第9条 代表審議会（以下議会という）は本会の最高機関で各団体より選出された議員によって組織される。

第10条 議会役員は、各団体より3名選出される。

第11条 議員は議会で行った演説、討論または表決について議会外で責任をとられない。

第12条 議会の運営は上記に基いて定められる。

第13条 議会の最終決定権は学友会会長にあるものとする。

第2節 執行機関

第14条 本会の一般常務の執行機関として執行部を置き学友会会長、同副会長、書記、会計をもって構成する。

第15条 会長は本会を代表し、執行部の長となる。副会長は会長を補佐し会長事故の時はこれを代行する。書記は庶務を担当し、会計は財務一般を担当する。

第4章 会計

第16条 本会の経費は、入会金、会費、その他の収入をもってこれにあてる。

第17条 正会員は、入学時に入学金およびその年度の会費を一括納入しなければならない。その額は、その年度ごとに議会において審議決定される。

第18条 執行部は、毎年10月と会計年度末に収支決算書を作成し、議会に提出してその承認を得なければならない。ただし学園祭については、終了後直ちにその収支決算書を議会に提出して承認を得なければならない。

第5章 選挙

第19条 学友会会長、副会長、書記および会計はその立候補者につき全会員の投票で決める。ただし立候補者がない場合は、議会の推薦する正会員を立候補者とみなす。無競争の場合は、全学生の4分の1以上の信任を必要とする。

第20条 学友会会長、副会長、書記および会計の選挙については有効投票数が全正会員の2分の1に満たない場合は期日を改めて再選挙する。

第21条 第4条の役員は2つ以上の役員を兼ねることはできない。

第22条 第4条の役員は次の場合、その資格を失う。

1. 正会員の過半数が不信任を表したとき。
1. 所属機関が辞任を承認したとき。
1. 本学の学籍を離れたとき。

第23条 選挙に関する公示は選挙管理委員会が行う。

第24条 選挙管理委員会は役員選挙に関する業務を管理する。

第25条 選挙に関する細目は選挙管理規則で定める。

第6章 同好会

第26条 同好会は学友会の下に管理される。

第27条 援助金の配賦は次の条件の下に行う。

1. 発足1年目の場合、援助金の配賦は無いものとする。
1. 発足2年目以降の場合、援助金は活動内容に応じて配賦される。

第28条 同好会は議会の承認後3年以上の登録を経て、議会で適当と認められた場合、部に昇格することができる。なお昇格後、体育会、文化サークル連盟のどちらかに登録されるかは議会において決定される。